

平成 20 年 2 月 26 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

## 「自然災害時返済一部免除特約付住宅ローン」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥正之）は、エース損害保険株式会社（代表取締役社長兼 CEO：今井隆志 以下、エース保険）と提携し、自然災害により住宅ローン融資対象物件であるご自宅が損壊した場合に、ご返済金額の一部を免除する住宅ローン商品を開発いたしました。平成 20 年 4 月より取扱いを開始する予定です。

なお、自然災害によるご自宅の損壊に対し、ご返済金額の一部を免除する住宅ローン商品は、業界初の取扱いとなります(当行およびエース保険調べ)。

### 1. 商品開発の背景

住宅購入をご検討される際、「将来、地震などの自然災害にあった場合、住宅ローンの返済を続けながら、避難先への転居費用・家賃や家屋の修繕・建替費用などの、さらなる負担が発生してしまう」という不安を解消する目的で開発をしました。既に提供しております「団体信用生命特約」「三大疾病特約」が、お客さまの生命・身体に生じた事情に応じ、住宅ローンの返済負担を軽減するものに対し、この商品は、「自然災害による物件への被害」にあたり、ご返済負担を一定期間軽減するものです。

当行がお客さまにかかる自然災害のリスクを補償する保険契約をエース保険と締結することで商品化いたしました。

### 2. 内 容

自然災害（注 1）により住宅ローン融資対象物件であるご自宅が損壊した場合に、その損壊度合（注 2）に応じて、ご返済金額の一部を免除（注 3）する住宅ローン商品です。

<ご返済金額免除の内容>

- |          |  |
|----------|--|
| ○ 全 壊：   | 自然災害に罹災 <sup>りさい</sup> された日から 24 ヶ月分のご返済金額 |
| ○ 大規模半壊： | 同 12 ヶ月分のご返済金額                             |
| ○ 半 壊：   | 同 6 ヶ月分のご返済金額                              |

(注1) 自然災害とは、水災、風災・ひょう災・雪災、落雷または地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出をいいます。

(注2) 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の 3 段階。市町村が発行する罹災証明書により確認させていただきます。

(注3) 罹災された日時時点で確定している約定返済額(毎月分・ボーナス分)を上限として、一旦約定どおりにご返済いただいた後に、約定返済額(元金+約定利息)を、罹災された日以降の約定返済分から、損壊度合に応じた返済回数分を返済用口座へ払い戻します。

### 3. 商品概要

項目	内容
商品名	自然災害時返済一部免除特約付住宅ローン
取扱開始	平成 20 年 4 月（予定）
ご利用いただける方	<p>当行で住宅ローン（※）を新たにご契約いただき、本商品を希望されるお客さまで、次の条件を満たす方</p> <p>※ 三井住友住宅ローン、借り換えローン、住み替えローン、定借ローン。 （既に当行で住宅ローンをご契約のお客さまはご利用いただけません）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅ローン融資対象物件が昭和 57 年 1 月 1 日以降の建築であること</li> <li>2. 資金のお使いみちに建物購入または建築資金、建物購入または建築資金の諸費用が含まれていること（土地のみの場合は対象外となります）。</li> </ol>
お借入金利	本商品をご利用いただかない場合に比べて、年 0.10% 上乗せとなります。
返済一部免除内容	<p>住宅ローンのお借入期間中に自然災害により、融資対象物件が全壊、大規模半壊、半壊となったことが罹災証明書により確認できた場合、罹災された日時点の毎月の住宅ローンご返済金額（ボーナス返済分も含みます）を限度として、罹災された日以降の毎月のご返済金額を下記期間免除とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全壊 : 罹災された日から 24 ヶ月分</li> <li>○ 大規模半壊 : 罹災された日から 12 ヶ月分</li> <li>○ 半壊 : 罹災された日から 6 ヶ月分</li> </ul>
返済一部免除とならない場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然災害を直接の原因としない（失火による火災等）損壊の場合</li> <li>2. 住宅ローン完済日翌日以降に罹災した場合</li> <li>3. 罹災証明書が発行されない場合、または罹災証明書を当行へ提出できない場合</li> <li>4. 罹災証明書の提出日が、罹災された日から 2 年後の応答日を超えている場合</li> <li>5. 罹災された日時点で、住宅ローンのご返済が延滞となっている場合 等</li> </ol>
特約形態	お客さまと当行との特約形式

当行は、今後も引き続きお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実を図ってまいります。

以 上

## 【ご参考】

### <エース保険の概要>

会社名	エース損害保険株式会社
設立	平成8年1月26日（日本法人化）
株主	エース・リミテッド 100%
資本金	74億円
総資産額	497億円
ソルベンシーマージン比率	826.9%（平成19年3月）
保険財務格付	スタンダード&プアーズ社： A-（平成20年2月）

エース保険はエース・グループの一員です。エース・グループは、世界50カ国以上にて保険・再保険事業を展開し、約10,000名の従業員を擁します。

エース・グループの中核会社であるエース・リミテッドはニューヨーク株式市場に上場し、米国の株価指数の一つであるスタンダード&プアーズ500インデックス（SP500）の構成銘柄として選ばれています。1999年7月、シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門を買収したことに伴い、日本では同年10月、シグナ傷害火災保険株式会社から「エース損害保険株式会社」に社名変更しました。日本での実績は、前身会社を含め外資系損保会社としては最長の88年以上におよびます。

以 上